用語集

数字・アルファベット

3R

リデュース(Reduce): 廃棄物等の発生抑制、リユース(Reuse): 再使用、リサイクル(Recycle): 再生利用の3つの頭文字をとったもの。循環型社会を構築していくためには、まず廃棄物等の発生抑制、そして再使用、次に再生利用の順で取り組むことが重要である。

BOD

生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxgen Demand)。水中の有機汚濁物質を分解するため に微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど 水質汚濁の度合いが高い。

COD

化学的酸素要求量(Chemical Oxgen Demand)。 水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。 値が大きいほど水質汚濁の度合いが高い。

CSR

企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)。

事業者には、環境の保全を果たすべき社会的責任のひとつとしてとらえた経営を行うことが求められる。

ESD

Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。

現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

GIS

Geographic Information System 地理情報システムの略。電子化した地理情報をコンピュータ上で管理し、検索、編集、分析などを行えるシステムを指す。

Lden

Lden (時間帯補正等価騒音レベル)とは、個々の航空機騒音の騒音レベルに夕方 (19 時から 22 時)は5 デシベル、深夜 (22 時から翌 7 時)には10 デシベルの時間帯補正を加えて算出する評価指標で、単位はデシベル。平成26 年4 月から新たに航空機騒音に係る環境基準の評価指標となった。

PCB

ポリ塩化ビフェニル:コンデンサーなど電気機器 の絶縁油に使われてきたが、カネミ油症事件によっ て毒性が明らかになり、製造・輸入が禁止された。

PM2.5

→「微小粒子状物質」参照

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register の略称です。PRTR 制度とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれたり、下水道を通じて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、国で集計して公表する仕組み。

SPM

→「浮遊粒子状物質」参照

SS

浮遊物質量(Suspended Solids)。水中に懸濁している物質の総称。コロイド粒子から大きな懸濁物までの種々の形態で存在するが、通常は浮遊物質の測定方法によって測定されたものをいう。

Sv (シーベルト)

放射線による人体への影響の度合いを表す単位 で、旧単位のレム (rem) に相当するもの。(参考: 1Sv = 100rem)

あ行

アーク音

鉄道車両の集電装置が架線と離れてしまった際に、架線と集電装置との間にアークが発生する。このアークが消滅する際にアーク音を発生させる。

赤潮

海域や汽水域において、主に植物プランクトン (鞭毛藻類、珪藻類)などの大量発生により、海 水が赤色又は茶褐色になる現象。魚の大量死など を招くことがある。

悪臭

悪臭による公害は、その不快なにおいにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるものであり、感覚公害という特性から住民の苦情や陳情と言う形で顕在化し、汚染物質等の蓄積はないものの、意外なほど広範囲に被害が広がることも少なくない。

悪臭の大部分は、低濃度・多成分の臭気物質からなっており、これらが複合して住民の嗅覚に作用し、苦情となっていることが多い。しかし、嗅覚には個人差があり、その感度は年齢、性別、健康状態、喫煙の習慣などによっても影響される。このため、特定の人には悪臭として感じられるが、他の人は感じないといったことがでてくる。また、悪臭は風等に運ばれ、広範囲に拡散することがあるため、発生源の特定を難しくしている場合も少なくない。

アスベスト (石綿)

天然にできた鉱物繊維で、熱や摩擦に強く、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っている。そのため、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、潜伏期間を経て、肺がんなどの病気を引き起こすおそれがある。労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

一酸化炭素

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な 発生源とされている。一酸化炭素(CO)は、血 液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなど健康へ影響を及ぼすほか、温室効果のあるメタン(CH4)の寿命を長くする。環境基準が設定されているほか、大気汚染防止法に基づき自動車排出ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度が定められ、規制が行われている。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は、更に「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

ウェザリング効果

放射性物質が、雨で流されたり、地中に浸透したりするなどの自然作用による放射線量の減衰効果のこと。

ウォーターフロント

元来は、川、湖、港沿いの土地の意味であるが、 近年開発事業の一環として、親水性をもった土地 空間の創造(ウォーターフロント開発)等の意味 で使われることが多い。

うちエコ診断

各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省 CO₂ 対策を提案するサービスを提供することにより、受診家庭の効果的な CO₂ 排出削減行動に結びつけるもの。

エコタウン

地域の課題解決や価値向上の手段として再生可能エネルギーを利用し、災害時でも利用可能な自立・分散型エネルギーシステムや地域での利益循環の仕組みが成立しているまちのこと。

エコドライブ

燃料消費量や CO₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止や大気汚染物質の排出削減につなげる「運転技術」や「心がけ」のこと。具体的には、自分の燃費の把握、ふんわりアクセル「e スタート」、加速・減速の少ない運転などを行う。

エコフィード

食品循環資源を原料にして加工処理されたリサイクル飼料と同義であり、食品製造副産物、余剰食品及び調理残さ等を利用して製造された家畜用飼料。

エコフォーラム

近隣や同業種の事業者が集まって、廃棄物の 3R や省エネルギーなどの環境配慮活動に関する 地域活動や情報交換等を行う場。

エネルギーマネジメントシステム

情報通信技術(ICT)を活用して、家庭・オフィスビル・工場などのエネルギー(電気やガス等)の使用状況をリアルタイムに把握・管理し、最適化するシステムをいう。

煙道

燃焼装置の排出ガスを発生源から煙突まで導く 通路(ダクト)。

追い上げ

ニホンザルの群れを対象に、目標地域を明確に 定めて、人家や農耕地の無いその地域に群れが完 全に定着するまで、被害を起こしている農耕地か ら人為的に群れを移動させること。これまで全国 各地のサル対策でこの言葉が良く使われてきた が、追い払いの同義語としてであり、ここで定義 した追い上げとは意味が異なる。

汚染状況重点調査地域

その地域内の福島第一原子力発電所事故由来の 放射性物質による環境の汚染の状況について重点 的に調査測定することが必要な地域。地域の指定 は環境大臣が策定する。

オゾン層

地上から約20~40kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割がある。オゾンホールは、南極上空のオゾン量が極端に少なくなる現象で、オゾン層に穴の空いたような状態であることからその名が付けられた。南半球の冬季から春季にあたる8~9

月ごろ発生、急速に発達し、11~12月ごろに消滅するという季節変化をしている。1980年代初めからこのような現象が観測されている。

汚濁負荷

水質を汚濁する物質。その総量を汚濁負荷量といい、主としてBOD、COD、SSの1日当たりの量で表される。汚濁負荷量=水質(汚濁濃度)×水量(排出流量)によって算出される。

温室効果ガス

GHG (Greenhouse Gas) ともいう。

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素 (CO_2) 、メタン (CH_4) 、一酸化二窒素 (N_2O) 、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF_6) の 6 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

か 行

カーボン・オフセット

直接的な施策によって削減できない二酸化炭素 (carbon dioxide:カーボンダイオキサイド)の 排出分を、森林吸収源対策やクリーンエネルギー などの事業に投資することなどによる削減分と相殺 (オフセット) する仕組みのこと。

開発行為

都市計画法において開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

特定工作物とは、コンクリートプラントその他 周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある第一種 特定工作物と、ゴルフコースなど大規模な工作物 である第二種特定工作物とがある。第一種特定工 作物はアスファルトプラント、クラッシャープラ ント等、第二種特定工作物は野球場、遊園地、墓 地などが含まれる。

土地の区画形質の変更とは、宅地造成等に伴う 道路の新設、廃止、付け替えや切土、盛土、整地 をいい、単なる土地の分合筆などのような権利区 画の変更や建築物の建築と一体をなす基礎工事等 は含まれない。

開発行為の廃止等に伴う災害防止工事及び植生回 復の工事施行に関する契約

開発行為が途中で廃止され、その施行が困難または不能となった場合には、開発区域が放置されることになり、防災上の不安や災害発生の危険性、自然環境又は生活環境への悪影響等が懸念されることから、それらを未然に防止することを目的として、知事、開発行為者及びその連帯保証人との間で締結する契約のこと。

また、県は、当契約に伴う防災等工事の施行を 担保するため、工事保証金として、開発行為者名 義の定期預金証書を預かり、質権を設定する。

回復地域

生態系ネットワーク全体の連続性を設定する上で重要な拠点となる地域であり、保全価値がある程度高い地域や、現状では評価が低いが、ネットワークを強固にするための結節点に位置するエリアである。

外来種

人の活動によって本来の分布域の外の国や地域 に導入(移動)された生物種のこと。このうち、 外来種の中でも、生態系や農林水産業、または人 の健康に大きな被害を及ぼすもののことを「侵略 的外来種」という。

化学的酸素要求量(COD)

→ 「COD」参照

化石燃料

原油、天然ガス、石炭やこれらの加工品であるガソリン、灯油、軽油、重油、コークスなどをいう。一般的に石油、天然ガスは微生物、石炭は沼や湖に堆積した植物が、長い年月をかけて地中の熱や圧力などの作用を受けて生成したといわれている。燃焼により、地球温暖化の主要な原因物質である二酸化炭素(CO₂)を発生する。

カドミウム

常温で銀白色の柔らかい金属で、地球の地殻に広く分布している。高純度の鉱石はないが、一定の濃度で亜鉛鉱石に含まれていることから、通常は亜鉛を精錬する際に副産物として生産されている。

メッキの原料をはじめ、合金の成分、塩化ビニル樹脂の安定剤やプラスチック・ガラス製品の顔料など、さまざまな用途に使われてきた。

環境中へ排出されたカドミウムは、大部分が土 壌粒子や水底の泥などに吸着され、一部が水に溶 けると考えられている。大気中へ排出された場合 は、大気中の微粒子などに吸着して長距離を移動 し、大気中の滞留時間(地表に沈降するまでの日 数)は1~10日とされている。地表へは降雨な どによって降下する。

人体に長期間にわたって取り込まれると、障害を生じさせることが知られている。カドミウム中毒の事例として、日本では、鉱山から排出されたカドミウムに汚染された地域で発生したイタイイタイ病がある。

がれき類

工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物のことである。

環境影響評価

環境アセスメントともいう。また、英語では Environmental Impact Assessment であり、EIA という略称も広く使用される。

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。わが国においては、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家や環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されている。

環谙基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康 を保護し、及び生活環境を保全する上で維持され ることが望ましい基準」として国が定める環境の 基準。

環境産業コーディネーター

民間企業等で工程管理や品質管理、環境管理等に携わった経験を有する非常勤の県職員。廃棄物の3Rや省エネ、再エネに関する取組を行う事業者へ情報提供や助言、課題解決への支援等を行う。

環境配慮基本協定

事業者が自主的に行う環境配慮の取組を推進することにより、事業活動によって生じる環境負荷の低減を図り、地域の良好な環境を保全することを目的として策定された「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」に基づき、事業者が県及び関係市町村との間で締結するもので、環境配慮の取組み等基本的事項を定めた包括的な協定。

環境配慮経営

企業の経営戦略、事業戦略の中で、環境への対応を具体化するなど、環境保全への取組を内部化する企業の対応。

環境配慮行動

環境に配慮した生活行動、購入行動、交通行動、 環境保全活動への参加などのことをいう。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」としている。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組む仕組みのこと。(例:ISO14001・エコアクション21、みちのくEMS(みちのく環境管理規格)など)

環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境 中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせ るおそれ(人の健康や生態系に影響を及ぼす可能 性)のこと。

緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止や 緩和、もしくはコンビナート地帯などの災害の防 止を図ることを目的として、公害や災害の発生が 危惧される地域と背後の一般市街地とを分離遮断 するために設けられている緑地。

感染性廃棄物

医療関係機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人に感染症を生じさせるおそれがある病原体が含まれるもしくは付着している廃棄物、またはこれらのおそれのある廃棄物のこと。

間伐(材)

植栽木が生長して、枝葉が生い茂って重なり合うようになった後、主伐されるまでの間に、生産の目的に合うように立木密度を調節するため木々の間引きを行うこと。

残った個体の専有する面積を広くし、残存木の 健全な育成を促進させるほか、林内を明るくして 下層植生を回復し、雨などによる表層土壌の流出 を抑制させることにも役立つ。また、そこから発 生する材(間伐材)の販売により、主伐による収 穫までの間に収入を得る目的もある。

木づかい運動

行政、NPO、関係団体企業等が連携し国産材を使って森を育てる全国的な取組。宮城県では「みやぎの木づかい運動」として実施している。

揮発性有機化合物(VOC)

常温で揮発しやすい有機化合物。トリクロロエ チレンやテトラクロロエチレン、ホルムアルデヒ ド、トルエン、ベンゼン、キシレンなどがよく知 られているが、その他にもアルコール類やケトン 類など様々な種類が存在する。これらの化学物質 は、その揮発しやすい(ガスになりやすい)こと や親油性を持つ(油汚れを落としやすい)ことな どの特徴を活かして、塗料、接着剤などの溶剤ま たは洗浄剤として産業界で広く利用されてきた。 しかし、接着剤や塗料に使用される VOC である トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン などはシックハウス症候群の原因物質と言われて おり、排出抑制の取組が進められている。さら に、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質(SPM) の二次生成粒子の原因物質となることから、大気 汚染防止法の中で排出抑制に向けた取組が進めら れている。

嗅覚測定法

人の嗅覚を用いて悪臭を測定する方法の総称であり、代表的な方法として、「三点比較式臭袋法」が挙げられる。この方法では、複合臭に的確に対応でき、住民の悪臭の被害感と一致する結果が得られやすいなどの利点がある。

強制発酵施設

宮城県公害防止条例の特定施設(悪臭)のうち、加熱装置又は機械的な動力を用いて強制的に発酵の促進を図る施設であって、強制発酵装置等及びその付帯設備を指す。

京都議定書

1997 (平成9) 年12月に京都で開催された気 候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)にお いて採択された、拘束力を有する法的文書。2000 (平成12) 年以降の先進国の地球温暖化対策とし て、法的拘束力のある数値目標が決定され、具体 的に削減対象ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化 二窒素、代替フロン等)と、1990(平成2)年比 の削減目標(先進国全体で5.2%、日本は6%、欧 州は8%削減など)、達成期間(2008(平成20) 年から2012(平成24)年の間)を定めている。 国際的に協調して目標を達成するための仕組み として、排出量取引、クリーン開発メカニズム (CDM: 開発途上国への支援により、温室効果ガ ス排出量の削減につながった場合、結果を支援元 の排出削減分の一部に充当できる制度) などの新 たな仕組みが合意され、これらを総称して京都メ カニズムという。2005 (平成17)年2月に発効。

2012 (平成 24) 年 12 月に開催された気候変動枠組条約第 18 回締約国会議で、2013 (平成 25)年から 2020 (令和 2)年を第二約束期間とした京都議定書の延長が定められた。日本は国別目標値の設定には参加しないこととしたが、京都議定書から離脱した訳ではなく、排出量報告、国際的な削減の取組に対する協力などを引き続き進めている。

漁業集落排水処理施設

漁業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水 等を処理する施設。

空間放射線量率

対象とする空間の単位時間当たりの放射線量の

ことで、空気吸収線量率とも呼ばれ、表示単位は 一般的に nGy/h (ナノグレイ/時) や μ Sv/h (マイクロシーベルト/時) である。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。滞在の期間は、日帰りの場合から、長期的又は定期的・反復的な(宿泊・滞在を伴う)場合まで様々である。欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及している。

クリーンエネルギー

温室効果ガスや廃棄物が発生しないなど、環境 負荷を低減する新たなエネルギー源。太陽熱利用、 太陽光発電、地熱発電、風力発電、波力発電等が ある。

グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」がガイドラインなどを示している。

クロロエチレン

別名、塩化ビニルモノマー。常温では無色透明の気体。主な用途はポリ塩化ビニル、塩化ビニル、 酢酸ビニル共重合体、塩化ビニリデン・塩化ビニル重合体などの合成原料である。土壌や地下水に 残留したトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの分解によっても発生する。

下水汚泥

下水処理の過程で発生する汚泥。下水汚泥は、 濃縮や消化により含水率を減らし、さらに脱水(含 水率約80%)して脱水汚泥にしてから処理(焼却、 埋立、コンポスト化、セメント化等)される。

下水道処理人口普及率

下水道処理人口普及率(%)=下水道処理区域 内人口÷行政人口×100

下水道処理区域内人口:下水を処理すべき区域

用

語

集

用語集

として、下水道法第9条第2項により公示された 区域に対応する夜間実人口(外国人登録人口除く) のこと。

県行造林

県以外の者が所有する土地に、県が地上権を設 定し分収契約により森林資源を造成したもの。

県自然環境保全地域

良好な自然を宮城県として保全していくことが 必要と認められる地域のこと。高山性植生又は亜 高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区 域や、優れた天然林が相当部分を占める森林の区 域などに該当する地域を「自然環境保全条例」に 基づき指定している。

建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。

県立自然公園

県内にある優れた自然の風景地であって、知事が県立自然公園条例第3条の規定により指定する ものをいう。管理は都道府県が行う。

公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の 人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の 汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底 の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒 音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地 の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、 人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係の ある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植 物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る 被害が生ずること(環境基本法)。平成24年9月 19日に環境基本法が改正施行され、これまで適 用除外とされていた放射性物質を公害物質と位置 付けることとなった。

公害防除特別土地改良事業

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、農用地土壌汚染対策地域として指定された地域では、地域内にある農用地の土壌汚染の防止や除去等について取り組むが、その際のかんがい排水施設の整備や、汚染土壌を除去するための客土・排土工事等を行う事業のこと。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の目的で用いられる水域及びこれに接続する公共溝渠(主に排水や給水のための溝状の水路)、かんがい用水路その他公共の目的で用いられる水路(水質汚濁防止法)。下水を処理する終末処理場を設置している下水道は、公共用水域に含まれない。したがって、終末処理場に接続していない分流式下水道の雨水管や都市下水路は公共用水域である。

小型家電リサイクル法

正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」。

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等(小型家電)に利用されている有用金属の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を促進する法律である。市町村で専用回収ボックスを設置して小型家電を回収するなど取組を進めている。

国定公園

国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が自然公園法第5条第2項の規定により指定するものをいう。管理は都道府県が行う。

国立公園

日本の風景を代表するに足りる傑出した自然の 風景地(海域の景観地を含む。)であって、環境 大臣が自然公園法第5条第1項の規定により指定 するものをいう。管理は主に国が行う。

こどもエコクラブ

環境省が全国の小中学生を対象に設立を呼び掛けている自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブで数人から20人程度の仲間とその活動を支える大人(サポーター)で構成される。環境省では、クラブの子どもたちが地域の中で楽しみながら環境に関する学習・活動を展開できるよう、環境学習プログラムや分かりやすい環境情報の提供等を行っている。

コミュニティプラント

下水道区域以外の住宅団地等から排出されるし 尿と生活雑排水を集合処理するために市町村が設 置・管理する地域し尿処理施設のこと。

コリドー (生態的回廊)

既存の保護地域を中核として、「保全地域と回復地域」など、多様な生態系を様々な形で連続性を創出する空間。

コンポスト

有機性廃棄物からできる堆肥のこと。堆肥は元 来農家で動植物原料から作る有機肥料であるが、 最近は、廃棄物の資源化と農地の地力回復の観点 から都市ごみ、特に生ごみを利用する方式が注目 されている。食品・紙パルプ・石油化学工業の排 水処理汚泥、畜産廃棄物などが利用される。利用 に当たっては肥料としての有効性と有害物質の含 有についての確認が必要である。

さ 行

災害公営住宅

災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、地方公共団体が国の助成を受けて整備する低廉な家賃の公営住宅のこと。

最終処分

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場(「管理型最終処分場」と同様の構造)とに分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないため、地球環境への負荷が少ないエネルギーと言われている。エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスと規定している。

また、宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例では、対象とする自然エネルギーについて、太陽光発電、太陽熱利用及び太陽熱発電、風力発電、水力発電(出力 30,000kW 以下)、波力・潮汐(ちょうせき)又は潮流、海水・河川水等の熱利用、雪氷熱利用、地熱発電又は地熱利用、バイオマス発電又は熱利用などを規定している。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落と それを取り巻く二次林のこと。里山は、特有の生 物の生息・生育環境として、また、食料や木材、 エネルギーなど自然資源の供給、良好な景観、文 化の伝承の観点からも重要な地域である。

産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物で、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類をいう。また、特定の事業活動によって排出される場合に産業廃棄物と分類される

用語集

廃棄物 (紙くず、木くず、繊維くず、動植物のふん尿など) がある。

産業廃棄物税

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その 他適正な処理の促進に関する施策の実施を目的に 課している税で、宮城県では最終処分場へ搬入さ れる産業廃棄物の重量 1t につき千円を課してい る。

酸性雨

二酸化硫黄(SO₂)や窒素酸化物(NOx)などを起源とする酸性物質が溶け込み、雨などが通常より強い酸性を示すもの。河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与える。

白然環境サポーター

宮城県の自然環境や森林・林業について正しい 知識を学び、県内の森林公園でのボランティア活 動を行うなど、魅力的な森林公園づくりに取り組 む方々のこと。

自然環境保全協定

開発行為における災害防止工事の施行及び自然 緑地等の確保を図るため、宮城県、関係市町村、 開発行為者、連帯保証人の4者で締結する協定の こと。

自動車交通公害

自動車の走行により排出される窒素酸化物、浮遊粒子状物質等による大気汚染及び自動車走行に 伴い発生する騒音による生活妨害等を指す。

地盤環境

構築物(橋脚や建物等)の基礎を支える地面のこと。地盤沈下により建物が傾いたり、ガス管や水道管等の埋設管が破断するなどの被害が生じる恐れがある。

地盤沈下

自然的又は地下水揚水などの人為的要因により

地面が沈下する現象。広義には盛土や構造物の荷 重による局部的な沈下も含むが、一般的にはある 程度広い地域全体が沈下することをいう。典型7 公害の一つ。

地震(圧密沈下)による大規模な地盤沈下と、 人為的な局地的沈下がある。後者は特に1950~ 60年代に工業用水及びビル用水としての地下水 過剰汲上げにより、東京・大阪など沖積平野の大 都会を中心に多発した。地盤沈下の結果、地下水 の塩水化、浸水、構造物の破損などが起こる。工 業用水法、建築物用地下水の採取規制に関する法 律などによる規制の適用を受ける。

若齢林

林木が小さくて、樹高生長が盛んな森林のこと。 一般に25年生程度以下の林をいう。

重金属

密度が比較的大きい金属。通常、比重 4 以上の金属をいい、約 60 元素が存在する。公害に関して、よく問題となる重金属としては、水銀、セレン、鉛、カドミウム、クロム、マンガン、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、ビスマス、鉄等がある。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環資源

廃棄物のうち有用なもの。

省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー 資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネル ギーを効率よく使うこと。我が国では、省エネ法 に基づき、省エネルギーの推進に努めている。

浄化槽

水洗便所排水と生活雑排水をあわせて処理する 合併処理浄化槽のことである。なお、水洗便所排 水のみを処理するものは単独処理浄化槽(みなし 浄化槽)であり、その設置は平成12年に禁止さ れている。既に設置されている単独処理浄化槽を 使用することについては、特に罰則はないが、よ りよい水環境を残していくためには、地域全体で 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していく ことが必要である。

硝酸性窒素(亜硝酸性窒素)

硝酸イオンまたは亜硝酸イオンの化合物。電気めっきにおける洗浄剤・防錆剤、希土類精鉱の溶解剤、その他、製品の触媒、化学肥料などに用いられる。また、環境中で種々の有機窒素化合物、無機窒素化合物からアンモニア性窒素を経て生成される。急性中毒を引き起こす。高濃度の硝酸・亜硝酸性窒素を含む水の摂取によって、特に乳幼児にメトヘモグロビン血症を発症する。

小水力発電

再生可能エネルギーの一つで、河川や水路に設置した水車などを用いて発電するもの。

環境省によれば、小水力発電の厳密な定義はないが、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法では出力 1,000kW 以下の水力発電が新エネルギー利用等定義されていることから、1,000kW 以下の水力発電設備を小水力発電と呼ぶこともある。

植生

ある地域を覆っている植物体の総称。

食品残さ

食品のうち、製造や加工したときの残分など食 品廃棄物のこと。

食品廃棄物等

食品が食用に供された後に、又は食べきれずに 廃棄されたものや食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用にすることができないもの。

食物連鎖

植物を食べる草食動物が肉食動物に食べられ、 その肉食動物の遺骸はバクテリアによって分解されるというように、生物群集にみられる"食う、食われる、分解する"といった種間関係のこと。 この関係が鎖のようにつながっているので、食物 連鎖と呼ばれている。

除染

放射能汚染を除去あるいは低減させること。除 去対象物によって、区域除染、機器除染、衣料除 染、皮膚除染などに分けられる。

自立・分散型のエネルギーシステム

地域における多様なエネルギー源を活用して電力や熱等のエネルギーを確保する仕組みのこと。 エネルギーの効率的な利用のほか、災害等により 外部からのエネルギー供給が遮断された場合に、 エネル ギー確保につなげることができる。

新エネルギー

再生可能エネルギーのうち、技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために必要なもの。現時点で今後、普及すべき段階にある『太陽光発電』や『太陽熱利用』、『雪氷熱利用』などが「新エネルギー」とされている。(「再生可能エネルギー」欄参照。)

振動

固体や流体が振れ動く物理現象のことで、地盤や構造物に何らかの力が作用したときなどに生じる周期的な位置変化の現象である。公害とされる振動については、工場や事業所の振動、建設作業振動、自動車や鉄道による交通振動などが挙げられる。

森林インストラクター

自然と森林のしくみ、森林づくりと林業、自然体験活動、自然環境教育等についての知識、技能を持っており、森林を訪れる方々が心地よく過ごし、楽しみ、感じ、森林を取り巻く自然環境を深く知ることができるようサポートしてくれる「森林の案内人」のこと。

県では、「宮城県森林インストラクター」の養

成を平成10年から実施しており、年間約20日間の実習や講義を受講し、一定レベルの知識、技能を修得した方を知事が認定している。

水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水の他、農業・牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染などがある。

水質環境基準

水質保全行政の目標として、公共用水域及び地下水の水質について達成し維持することが望ましい基準。人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)の二つからなる。

水質環境基準点

類型指定を行う水域において、その水域の水質を代表し、環境基準の維持達成状況を把握するための測定点。

水準測量

全国の主要な道路沿いに設置されている水準点の高さの測定により地盤高の観測を行うこと。

日本の土地の高さ(標高)は、東京湾の平均海面を基準(標高 0m)として測られている。東京湾の平均海面を地上に固定するために設置されたのが日本水準原点である。全国の主要な道路沿いに設置されている水準点の高さは、この日本水準原点に基づいて水準測量により決められ、この水準点がその地域において行われる高さの測量の基準となる。精密な水準測量では高低差を 0.1 mmまで求めている。

垂直分布

土地の標高によって異なる、植物の分布をいう。

スマートシティ

家庭やビル、交通システム等をITネットワークで接続し、再生可能エネルギー等の導入とエネルギー消費の抑制を図り、地域全体でエネルギーを有効活用する次世代型の社会システムのこと。

生活排水

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。このうち、トイレの排水(し尿)を除いたものを生活雑排水という。汚濁負荷(BOD)として、し尿は全体の約30%であり、台所からの排水が約40%、風呂からの排水が約20%、洗濯からの排水その他が約10%の負荷割合である。

牛熊系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

生態系ネットワーク

優れた自然環境を有する地域を核として、それらが有機的につながっている状態のこと。野生生物の生息・生育空間としての生態系を相互に連続させ、より広域的な生活圏を確保し、多様で安定した個体群の存続と個体数の維持を図るとともに、保全地域を連結することによって、より安定的に生物多様性の保全を図ることができる。

生物化学的酸素要求量(BOD)

→「BOD」参照

生物多様性

森や川、海などの多様な環境の中で様々な生きものが生息・生育し、それぞれの生きものが自然を介して他の生きものとの間に様々な関わりを持っている状態のこと。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つの多様性がある。

全窒素

TN(Total Nitrogen)、総窒素ともいう。無機態窒素と有機態窒素の合計量。湖沼や内湾などの閉鎖性水域の富栄養化の指標として用いられる。窒素は、植物の生育に不可欠なものであるが、大

量に内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物 プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられてい る。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内 湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

全燐

TP (Total Phosphorus)、総燐ともいう。無機態燐と有機態燐の合計量。湖沼や内湾などの閉鎖性水域の富栄養化の指標として用いられる。燐は、窒素と同様に植物の生育に不可欠であるが、大量に内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼における下オコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

騒音

人が聞こえる音のうち、聞き手が不快と感じる音のこと。公害騒音としては、工場や事業所の騒音、建設作業騒音、自動車や鉄道による交通騒音、飲食店などの深夜営業による騒音、商業宣伝などの拡声機騒音などが挙げられる。

た行

第一種特定製品

業務用のエアーコンディショナー及び冷蔵冷凍機器 (冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。)であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの (第二種特定製品を除く。)をいう。

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー PCB) の総称。通常、大気、水質、土壌などの環境中に極微量に存在する。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われている。

大気汚染

自然または人工的に作り出された有害物質に よって大気が汚染されること。

代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きい特定フロン類の代替品として開発が進められているフロン類似品のことで、フロンと同様あるいは類似の性質を持つもの。ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)などを指す。温室効果ガスの排出量が二酸化炭素(CO₂)の数百倍から1万数千倍と高いことから、地球温暖化防止のためには適切な回収・破壊が必要である。

太陽光発電システム

太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換するシステムのこと。太陽光を電気(直流)に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。現在、日本で多く利用されている住宅用の太陽光発電システムでは、電力会社と電気の売買をする系統連系型と、バッテリーに発電した電気をためながら自ら使う独立系型の二つのシステムに分かれている。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。

地下水涵養

降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が 補給されること。市街化の進行に伴い、涵養機能 の高い農地・林地・空地などが宅地や舗装道路に 変わり、雨水などによる地下水の涵養が阻害され つつある。このため、治水対策と地盤沈下の一環 として、透水性舗装・浸透ます・浸透トレンチ(み ぞ)等の普及が図られている。

地球温暖化

大気中のCO₂等の温室効果ガスが人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林の破壊などによってCO₂の吸収量が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のこと。

地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法第37条に基づき、地球 温暖化防止の取組を進める者として、都道府県知 事が委嘱している。活動内容は「地球温暖化の現 状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の 理解を深めること」や「温室効果ガスの排出の抑 制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必 要な協力をすること」などとされており、各地域 で特色のある活動を行っている。

蓄電池

充電によって繰り返し使用できる電池。鉛蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、NAS(ナトリウム硫黄)電池などの種類がある。バッテリーや二次電池とも呼ばれる。気象条件に左右されやすい風力・太陽光発電における出力変動の抑制や、電力需給のピークカット、停電時バックアップ対策等への活用が注目を集めている。

窒素酸化物

窒素酸化物は、空気中で石油や石炭等の物の燃 焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず 発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量 に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) であり、発生源で発 生する窒素酸化物は 90% 以上が NO である。窒 素酸化物は、高温燃焼の過程でまず NO の形で生 成され、これが大気中に放出された後、酸素と結 びついて NO₂となる。この反応はすぐに起こる ものではないことから、大気中ではその混合物と して存在している。発生源としては、ばい煙発生 施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源が ある。窒素酸化物は人の健康に影響を与える。ま た、窒素酸化物は紫外線により炭化水素と光化学 反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを 生成する。二酸化窒素は水に難溶性のため呼吸時 に深部の肺胞に達し、呼吸器系炎症を起こす。

低公害車

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいう。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車に、低燃費かつ低排出ガス認定車などの環境性能に優れた従来車を含む。

底質

河川、湖沼、海域などの水底を構成する粘土、シルト、砂、礫などの堆積物や岩のこと。有機物質や重金属類などは、水質汚濁の進行に伴って沈積し、底質中に蓄積されることから、底質を調査することにより、汚濁の進行傾向や速度について有用な情報を得ることができる。また、一度底質に移行した各種物質の一部は溶出や巻き上がり現象により再び水質に対して大きな影響を及ぼすことが知られている。

低周波音

環境省では、1/3 オクターブバンド中心周波数で1から80Hzの範囲を低周波音、このうち特に1から20Hzの範囲を超低周波音としている。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)の 排出を、経済発展を妨げることなく、現状の産業 構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた 社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギー の開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用 などによって実現を目指す。

テトラクロロエチレン

低分子有機塩素化合物。揮発性で水に難溶性の液体。機械金属部品や電子部品の脱脂やドライクリーニング用の洗剤などに用いる。生体への蓄積性はない。発がん性がある。主に地下水への影響が問題となる。

テレメータ

テレメータとは「テレ=遠方の」と「メータ= 測定機」を組み合わせた造語。大気汚染や気象などを常時監視するため、現地に自動測定機を設置 し、測定データを一定間隔で収集するためのシステムのこと。

天然記念物

動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術的価値の高いもの。

特定環境影響評価手続

被災関連市町村等が特定復興整備事業を行う際に、迅速な事業着手と環境保全の両立を図るために行われる環境影響評価のこと。その大きな特徴は、一連の意見聴取等の手続きに必要な期間が環境影響評価法に基づく手続きに比べて短縮されているほか、通常の環境影響評価で行われている通年又は四季にわたる動物、植物及び生態系に係る調査を、既存文献、専門家ヒアリング、現地確認等で行うことを可能とすることにより、調査やその結果とりまとめに必要な期間が大幅に短縮されることとなっている。

特定建設資材廃棄物

建設リサイクル法において、「特定建設資材」とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいい、これらが廃棄物になったものをいう。

特定工場

環境関係法令で特定工場には、次に示すようなものがある。

- (1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に定める工場、すなわち製造業、エネルギー(電気・ガス・熱)供給業を行う工場で政令が定めるばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動の発生又は排出施設を設置するものをいう。特定工場は公害防止組織を整備する(公害防止管理者の任命等)義務がある。
- (2) 大気汚染防止法で総量規制の対象施設を設置する工場(同法第5条の2)。
- (3) 騒音規制法又は振動規制法で定められた特定 施設(騒音規制法第2条、振動規制法第2条) を設置する工場又は事業場。

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止する ために各種の規制法は、「特定施設」という概念 を設けている。

- (1) 大気汚染防止法では、化学的処理に伴い発生 する物質のうち人の健康や生活環境に係る被 害を生ずるおそれがある特定物質を発生する 施設(同法第17条)。ばい煙発生施設は除か れる。
- (2) 水質汚濁防止法では、健康に被害を生ずるお それがある物質を含む、又は生活環境項目に ついて生活環境に係る被害を生ずるおそれが

ある程度の汚水又は排水を排出する施設(同 法第2条第2項)をいう。

- (3) 騒音規制法では、工場又は事業場に設置される設備であって、著しい騒音を発生する施設 (同法第2条第1項)をいう。
- (4) 振動規制法では、工場又は事業場に設置される設備であって、著しい振動を発生する施設 (同法第2条第1項)をいう。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもののことである。

土壌汚染

特定有害物質による土壌の汚染。土壌汚染対策 法では、特定有害物質として、鉛、砒素、トリク ロロエチレンなどが指定されている。

トリクロロエチレン

低分子有機塩素化合物。揮発性で水に難溶性の液体。機械金属部品や電子部品の脱脂やドライクリーニング用の洗剤などに用いる。生体への蓄積性はない。発がん性がある。主に地下水への影響が問題となる。

な行

内分泌かく乱物質

外部より取り込まれることでホルモン (内分泌 物質) と類似の影響を及ぼし、生体に障害や有害 な影響を引き起こす物質のこと。

鉛

重金属。鉛蓄電池、鉛管、ガソリン添加剤など 用途が広い。生体への蓄積性があり、慢性中毒を 引き起こす。

二酸化硫黄

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響

を及ぼす他、酸性雨の原因物質である。このため、環境基本法に基づき、人の健康の保護の見地から、環境基準が定められている。また、大気汚染防止法で二酸化硫黄を含めた硫黄酸化物について K 値規制(地域と煙突の高さに応じて排出が許容される量を定める規制)や総量規制などを実施している。

二酸化炭素

温室効果ガスの一つ。炭酸ガスともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶ける。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料などの消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。代表的な温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。

二酸化炭素吸収源

森林を構成している立木は、その成長の中で大気中の二酸化炭素(CO₂)を吸収し、炭素(C)と酸素(O₂)に分解し、炭素(C)を幹や枝等に長期間にわたって蓄積する。この効果を最大限に発揮するためには、間伐等の手入れや未立木地への植林を行うことが必要。

二酸化窒素

二酸化窒素 (NO₂) は、窒素酸化物 (NOx) の一種で、1個の窒素原子 (N) と2個の酸素原子 (O) が結合して生成される赤褐色の空気より重い気体。一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物と呼ぶ。窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、人の健康に悪影響を与える恐れがある。濃度によって影響は異なるが、低い濃度の二酸化窒素を長い間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間のうちに鼻や喉更には胸が痛み、呼吸が困難になることもある。このため、環境基本法に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、二酸化窒素に係る環境基準が定められ、大気汚染防止法等に基づき対策が進められている。

燃料電池

水素と空気中の酸素を化学反応させることで電気を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は水(水蒸気)だけで、二酸化炭素や大気汚染物質を排出しないことから、地球温暖化の防

止に貢献することが期待されている。なお、都市ガス、LP ガス由来の水素を活用する家庭用の燃料電池をエネファームといい、電気と熱を生産し、供給するため、エネルギーロスが小さく、自立・分散型電源として期待される。

燃料電池自動車(FCV)

車両に搭載した燃料電池により発電した電力を 使ってモーターを駆動させる自動車。自動車用燃 料電池では、燃料として圧縮水素が用いられる。

農業集落排水処理施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水 等を処理する施設。

は行

ばい煙

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼に 伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼 または熱源としての電気の使用に伴い発生するば いじん(ボイラーや電気炉等から発生するすすや 固体粒子)及び物の燃焼、合成、分解その他の処 理に伴い発生する物質のうち、カドミウム及びそ の化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水 素及びふっ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒 素酸化物を総称していう。

ばい煙については、大気汚染防止法による排出 基準が定められている。

バイオディーゼル燃料(BDF)

菜種油、ひまわり油等の作物由来の油や廃食用油(てんぷら油など)から作られる軽油代替燃料。

植物油の原料である菜種や大豆などは、成長過程において光合成により CO_2 を吸収するため、BDFの利用は CO_2 の抑制に繋がる。

バイオマス

生物資源量を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物に分類される。再生可能で、カーボンニュートラルな資源と言われている。

廃棄物

占有者が、自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となったもの(放射性物質およびこれによって汚染された物を除く。)をいい、産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。工場からの排ガスや自動車の排出ガスなどの気体状のものは、廃棄物には該当しない。

なお、ある特定のものが廃棄物に当たるかどう かは、取引価値の有無、占有者の意思、その性状 などを総合的に勘案して判断される。

パンタグラフ

集電装置の一種であり、架線より鉄道車両が電気を得るための装置。従来型の菱型形状のほか、新しい製造車両ではシングルアーム型が採用されることが多い。その性質・構造上、主要騒音発生源となっており、近年は様々な改良が施され低騒音化されている。

干潟

一般的には「干潮時に広く出現する砂泥底の平 坦面」を指し、面積や底質の性状で区分した明確 な定義はない。浅海域に広がる干潟生態系は、水 質の浄化機能を有するとともに、鳥類をはじめと する生物の生息地として重要な生態系である。

微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下の小さな粒子状物質のこと。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、中央環境審議会における審議を経て、2009(平成21)年9月、PM2.5に係る環境基準が告示された。

砒素

重金属。鉱山、製薬、半導体工業などに用いる。 生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。 肝臓障害、皮膚沈着、皮膚がんなどを発症する。

被ばく

外部被ばくと内部被ばくの2種類がある。生体の外部に存在する放射線源から出る放射線を受けることを外部被ばくといい、生体内に摂取された放射性物質から放射線を受けることを内部被ばくという。また、特定の放射性物質は、臓器に蓄積

することがある。

非メタン炭化水素

光化学オキシダントの原因物質の一つで、全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いたもの。

風力発電

風の運動エネルギーを風車(風力タービン)に よって回転エネルギーに変え、その回転を直接、 または増速機を経た後に発電機に伝送し、電気エ ネルギーに変換する発電システムである。

富栄養化

水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移 すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮 等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排 水等の人為的な原因で急速に進行していることが 問題になっている。

ふっ素

化学作用は極めて強いため、自然界では、遊離の状態で存在せず、ホタル石等の形態で存在し、温泉水や海水中には比較的高濃度で存在する。金属の研磨やステンレスの洗浄目的で用いられる。また、鉄鋼業等で原料として使用するホタル石にふっ素が含まれる。海水中では自然状態で環境基準値を上回っているため、海域には環境基準が適用されないこととされている。また、海水の影響がある河川・湖沼にある環境基準点も評価から除外されている。健康被害としては高濃度のふっ素を含む水の摂取によって斑状歯が発生するほか、ふっ素沈着症が生じる。

物理学的半減期

放射性物質は、放射線を出しながら、時間と共に少なくなる。放射性物質が半分になるまでの時間を半減期という。物理学的半減期は、放射性物質の種類によって違う。

なお、いわゆる「半減期」のことで、単に半減期 といった場合はこのことを指す。

不適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係

法令に規定する保管基準や処理基準に合致しない 方法により、廃棄物を処理すること。

不法焼却

用語集

廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係 法令に規定する構造基準及び処理基準に合致しな い方法により、廃棄物を燃やすこと。

不法投棄

みだりに廃棄物を捨てること。

浮遊粒子状物質

SPM (Suspended Particulate Matter) ともいう。

大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊粉じん、エアロゾルなど)のうち粒径が $10~\mu$ m(マイクロメートル: μ m = 100 万分の 1m)以下のものをいう。

プラスチック資源循環促進法

正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」。

海洋プラスチックごみ問題を契機として、プラスチック資源循環を促進するために策定された法律で、従来の個別リサイクル法と異なり、プラスチックという素材に着目して策定されたころが大きな特徴。

プラスチック製品の設計から廃棄処理に至るまで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を 促進するための措置を盛り込んでいる。

フロン類

フルオロカーボン(ふっ素と炭素の化合物)の総称であり、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律では、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)をフロン類としている。フロン類は、冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用されるが、温室効果を持つとともにオゾン層を破壊する原因物質でもある。現在はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律により、国際的に生産等の規制がなされている。

粉じん

大気汚染防止法において、「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。粉じんのうち、石綿その他の人の健康に被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの(現在、「石綿」のみ指定)を「特定粉じん」といい、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」という。

閉鎖性水域

地形等により水の入れ替わりが少ない内湾、内海、湖沼等の水域。水質が汚染されやすく、富栄養化が起こりやすい。また、水底に汚濁物質が堆積しやすい。

放射性物質

「放射線を出す性質」をもつ物質のこと。福島第一原発事故では、主に放射性ヨウ素と放射性セシウムが原子炉から放出され、半減期が約30年とされているセシウム137の影響が、問題となっている。温泉に含まれているラドンやラジウム、動植物に含まれているカリウム40なども放射性物質であり、もともと自然界に存在している。

放射線

空間を伝搬、移動するエネルギーの流れで、アルファ線、ベータ線などの粒子線とガンマ線、エックス線などの電磁放射線に分類される。普通は電離作用をもった放射線を指して用いられる。

したがって、光や電波などは放射線とは呼ばない。 放射能と混同されることが多いが、両者は異なる ものである。

放射線量

人体や物質が受けた放射線の量のこと。

放射能

不安定な原子核が放射性崩壊をして、それに伴いアルファ線、ベータ線又はガンマ線等放射線を放出する性質またはその能力をいう。

ほう素

自然界で多くはほう砂などとして存在し、温泉 水や海水中には比較的高濃度で存在する。電気 めっき工程の緩衝剤・めっき液として、また釉薬 等製造工程などで用いられる。この他、石炭火力 発電所に使用される石炭中にほう素が含まれてい る。海水中では自然状態で環境基準値を上回って いるため、海域には環境基準が適用されないこと とされている。また、海水の影響がある河川・湖 沼にある環境基準点も評価から除外されている。

ポリ塩化ビフェニル (PCB)

コンデンサーなど電気機器の絶縁油に使われて きたが、カネミ油症事件によって毒性が明らかに なり、製造・輸入が禁止された。

ま行

みやぎ e 行動 (eco do!) 宣言

e 行動とは、環境にやさしい行動(環境配慮行動)をいい、県民・事業者の方に、日々の生活で取り組んでいただきたい項目を選択・宣言し、実践していただくのが「みやぎe行動(eco do!)宣言」。

宮城県環境教育リーダー

環境教育や環境保全活動を目的として開催される講演会や学習会、観察会などで、知事の委嘱により、講師として講演や講義、指導助言等(以下、「出前講座等」という。)を行う者。地球環境、自然環境保全、廃棄物やリサイクル、省エネ、節電などの環境教育や環境保全活動について知識と経験を有しており、出前講座等を行うことで、環境教育及び環境保全活動を推進している。

宮城県グリーン製品

環境への負荷の低減に資するもので、県内で製造・加工、又は、県内で発生した循環資源を利用して製造・加工された製品。宮城県では、こうした環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図っている。

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度

県民の環境問題への関心の高まりに応えるため、農薬や化学肥料の使用割合に応じ4つの区分を設け、その基準に沿って生産された農産物を特別栽培農産物として認証する本県の制度。

なお、認証された農産物は、「特別栽培農産物」

として、表示して販売することができる。

面源負荷

排出源を特定しにくい汚染発生源。具体的には、 道路の交通に起因する騒音等、屋根・道路・グランド等に堆積した汚濁、農地・山林・市街地など における落ち葉・肥料・農薬などを含み、汚染源 が面的に分布し、風雨などによって拡散・流出し て負荷の原因となる場合もある。非点汚染源、面 汚染源、面源などとも呼ばれる。

猛禽類

獲物を捕らえるために、その体を進化させたタカやフクロウなどのこと。生態系の頂点に立つため、環境変化の影響を受けやすく、レッドデータブック(Red Data Book、絶滅のおそれのある野生生物について記載)において絶滅危惧種とされているものが多い。

木質バイオマス

バイオマスのうち、木材からなるものを指す。 樹木の伐採や丸太の生産に伴って発生する枝葉や 低質材などの森林由来のもののほか、製材、合板、 集成材工場等の木材加工工場の製造過程で発生す る樹皮、端材及びのこ屑などの工業由来のものや、 住宅の解体材や街路樹の剪定枝など生活由来のも のがある。

モニタリング調査

環境の状況について監視したり、事業等による 環境への影響を追跡したりするために行う観測や 調査のこと。環境監視ともいう。

モニタリングポスト

放射線を定期的に、又は連続的に監視測定することをモニタリングといい、福島原発事故以前は原子力発電所等の周辺で、福島原発事故後は県内各地でモニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストという。環境の放射線量率の測定は、通常ガンマ線を対象に行われ、検出器としてガンマ線に感度のよい蛍光作用を利用した「シンチレーション検出器」や電離作用を利用した「電離箱式検出器」がよく用いられる。

や行

有害物質

人の健康に害を及ぼす可能性のある物質を指 し、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などでそれ ぞれ定義されている。大気汚染防止法では、「物 の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を 除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、 塩素、ふっ化水素、鉛その他の人の健康又は生活 環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令 で定めるもの」に対して排出基準が設けられてい るほか、継続的な摂取が健康を損なうおそれのあ る物質を「有害大気汚染物質」として、対策の推 進が規定されている。水質汚濁防止法では、「カ ドミウムその他の人の健康に被害を生ずるおそれ のある物質で政令で定めるもの」を「有害物質」 とし、特定施設を有する事業場に対する排水基準 が定められている。土壌汚染対策法では、「鉛、 砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、 それが土壌に含まれることに起因して人の健康に 係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で 定めるもの」を「特定有害物質」として、土壌の 特定有害物質による汚染の状況の把握や人の健康 に係る被害の防止に関する措置等が定められてい る。

有機農業

「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている(有機農業の推進に関する法律)。

優先取組物質

国内外に人の健康への有害性についての参考となる基準値がある物質で、これらの値に照らし大 気環境保全上注意を要する物質群、又は物質の性 状として人に対する発がん性が確認されている物 質群に該当し、当該物質の有害性の程度や大気環 境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考 えられる有害大気汚染物質のこと。

優良みやぎ材

「みやぎ材利用センター」がJAS(日本農林規格)の基準に準拠して検査し、認証した宮城県産の木

材のこと。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

揚水

井戸を掘り、地下水を汲み上げること。

ら行

ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に 重要な湿地に関する条約」。1971 (昭和 46) 年に 採択、1975 (昭和 50) 年に発効し、日本は1980 (昭和 55) 年に加入した。国際的に重要な湿地及 びそこに生息、生育する動植物の保全と賢明な利 用を推進することを目的としている。2021 (令和 3)年11月現在、わが国では53か所の湿地が登 録されている。

緑地環境保全地域

自然的社会的条件からみて、自然環境を保全することが、良好な生活環境の維持に資すると認められる地域のこと。樹林地、池沼等特に良好な自然環境を形成し、都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる区域、都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、池沼、丘陵等良好な自然環境を形成している区域、歴史的、文化的、社会的資産と一体となって熟成した自然的環境を形成している区域のいずれかに該当する地域を「自然環境保全条例」に基づき指定している。

林地開発許可制度

地域森林計画の対象となっている民有林で 1ha (太陽光発電施設の設置を目的とする場合には 0.5ha) を超える開発をしようとするとき知事の許可が必要となる制度のこと。この場合の開発行

為とは、土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の 形質を変更する行為をいう。この制度は、昭和 40年代に拡大した森林の乱開発を規制するため に、昭和49年の森林法改正で盛り込まれたもの。 なお、国や地方公共団体が行う場合などの開発行 為は、知事に協議をすることとなっている。

冷媒

冷蔵庫やエアコンの冷却剤として使われる物質。代表的な冷媒としてフロンがあるが、オゾン 層破壊と地球温暖化防止の観点から脱フロン化が 進められている。

レッドデータブック

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種について、生息状況や減少要因等を取りまとめたもの。RDBと略される。

レッドリスト

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果をリストにまとめたもの。

市町村環境行政担当一覧

市	町村名	担当部署		電話番号	FAX番号	e-mailアドレス	HPアドレス
		自然保護	環境共生課				
市	仙台市	環境•公害廃棄物	環境企画課 環境共生課 環境対策課 地球温暖化対策推進課 廃棄物企画課 家庭ごみ減量課	022-261-1111 (代表)	022-268-2861 (環境局総務課)	kan007010@city.sendai.jp (環境局総務課)	https://www.city.sendai.jp
	石巻市	自然保護環境・公害	事業ごみ減量課環境課	0225-95-1111 (代表)	0225-22-6120 (環境課)	isenv@city.ishinomaki.lg.jp (環境課)	https://www.city.ishinomaki.lg.jp
	塩竈市	廃棄物 自然保護 環境·公害	土木課・水産振興課 文化スポーツ課	022-365-3377 (環境課)	022-365-3379 (環境課)	kankyou@city.shiogama.miyagi.jp (環境課)	https://www.kesennuma.miyagi.jp
	気仙沼市	廃 棄 物 自然保護 環境·公害	観光課" 生活環境課	0226-22-6600 (代表)	0226-24-3566 (代表)	kankyo@kesennuma.miyagi.jp (生活環境課)	https://www.kesennuma.miyagi.jp
	白石市	廃棄物自然保護環境・公害廃棄物	循環型社会推進課 農林課 生涯学習課 上下水道事業所 市民生活課	022-384-2111 (代表)	0224-22-1317 (市民生活課)	seikatsu@city.shiroishi.miyagi.jp (市民生活課)	https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/
	名取市	自然保護 環境・公害 廃棄物	農林水産課・クリーン対策課クリーン対策課	022-384-2111 (代表)	022-384-3102 (クリーン対策課)	seikatsu@city.kakuda.lg.jp (生活環境課)	https://www.city.natori.miyagi.jp/
	角田市	自然保護 環境・公害 廃棄物	農林振興課· 生活環境課 生活環境課 産業振興課	0224-63-2118 (生活環境課)	0224-63-4862 (生活環境課)	seikatsu@city.kakuda.lg.jp (生活環境課)	https://www.city.kakuda.lg.jp/
	多賀城市	自然保護環境·公害	都市整備課 都市計画課 環境施設課 環境施設課	022-368-1141 (代表)	022-368-9069 (環境施設課)	kankyo@city.tagajo.miyagi.jp (環境施設課)	https://www.city.tagajo.miyagi.jp/
	岩沼市	廃 棄 物 自然保護 環境·公害 廃 棄 物	産業振興課環境課環境課	0223-22-1111 (代表)	0223-22-1264 (環境課)	kankyou@city.iwanuma.miyagi.jp (環境課)	https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/
	登米市	自然保護 環境·公害 廃棄物	農林振興課 文化財文化振興室 環境課 環境課	0220-58-5553 (環境課)	0220-58-3345 (環境課)	kankyo@city.tome.miyagi.jp (環境課)	https://www.city.tome.miyagi.jp/
	栗原市	度 自然保護 環境・公害 廃棄物	農林畜産課環境課環境課	0228-22-1122 (代表)	0228-22-0350 (環境課)	kankyo@kuriharacity.jp (環境課)	https://www.kuriharacity.jp/
	東松島市	自然保護 環境·公害 廃棄物	市民生活課·農林水産課 市民生活課	0225-82-1111 (代表)	0225-82-1846 (市民生活課)	kankyou@city.higashimatsushima.lg.jp	https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/
	大崎市	自然保護 環境・公害 廃棄物	環境保全課	0229-23-6074 (環境保全課)	0229-24-2249 (環境保全課)	kankyo@city.osaki.miyagi.jp (環境保全課)	https://www.city.osaki.miyagi.jp/
	富谷市	自然保護 環境・公害 廃棄物	経済産業部農林振興課· 建設部都市計画課 市民生活部生活環境課	022-358-3111 (代表)	022-358-3189 (生活環境課)	seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp (生活環境課)	https://www.tomiya-city.miyagi.jp/
刈田郡	蔵王町	自然保護 環境·公害 廃棄物	農林観光課環境政策課	0224-33-2211 (代表)	0224-33-3284 (環境政策課)	kankyou@town.zao.miyagi.jp (環境政策課)	https://www.town.zao.miyagi.jp/
	七ケ宿町	自然保護 環境・公害 廃棄物	農林建設課 ふるさと振興課 ・町民税務課	0224-37-2111 (代表)	0224-37-2577 (町民税務課)	shichi12@town.shichikashuku.miyagi.jp (町民税務課)	https://www.town.shichikashuku.miyagi.jp/

市	町村名			電話番号	FAX番号	e-mailアドレス	HPアドレス
柴田郡	大河原町	自然保護	農政課·町民生活課	0224-53-2111	0224-53-3818 (代表)	kankyo@town.ogawara.lg.jp (町民生活課)	https://www.town.ogawara.miyagi.jp/
		環境·公害 廃 棄 物	町民生活課	(代表)			
	村田町	自然保護	農林課 企画財政課 建設課	0224-83-2111 (代表)	0224-83-2952 (町民生活課)	mura-sei@town.murata.lg.jp (町民生活課)	https://www.town.murata.miyagi.jp/
		環境・公害廃棄物	町民生活課				
	柴田町	自然保護	農政課	0224-55-2111 (代表)	0224-55-4172 (代表)	environment@town.shibata.lg.jp (町民環境課)	https://www.town.shibata.miyagi.jp/
		環境・公害廃棄物	町民環境課				
	川崎町	自然保護	農林課 地域振興課	0224-84-2112 (町民生活課)	0224-85-1907 (町民生活課)	kawasaki1@town.kawasaki.miyagi.jp (町民生活課)	https://www.town.kawasaki.miyagi.jp/
		環境·公害 廃 棄 物	町民生活課				
伊具郡	丸森町	自然保護環境•公害	農林課	0224-72-3012 (町民税務課)	0224-72-3039 (町民税務課)	seikatsu@town.marumori.miyagi.jp (町民税務課)	https://www.town.marumori.miyagi.jp/
		廃 棄 物	町民税務課 農林水産課				
亘理郡	亘理町:	自然保護環境•公害	農林水産課町民生活課	0223-34-1113 (町民生活課)	0223-34-6178 (町民生活課)	kankyo1@town.watari.miyagi.jp (町民生活課)	https://www.town.watari.miyagi.jp/
		廃 棄 物	町民生活課 農林水産課				
	山元町	自然保護 環境·公害	町民生活課	0224-72-3012 (町民税務課)	0223-37-4144 (町民生活課)	chouminseikatsu.s@town.miyagi-yamamoto.lg.jp (町民生活課)	https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/
		廃 棄 物	町民生活課				
	松島町	自然保護環境・公害	産業振興課 総務課	022-354-5701 (代表)	022-354-3140 (代表)	info@town.matsushima.miyagi.jp (代表)	https://www.town.matsushima.miyagi.jp/
		廃 棄 物 自然保護	産業課	022-357-7455 (町民生活課)	022-357-2118 (町民生活課)	kankyou@shichigahama.com (町民生活課)	https://www.shichigahama.com
宮城郡	七ケ浜町	環境·公害 廃 棄 物	町民生活課				
	利府町	自然保護	農林水産課	022-767-2111 (代表)	022-767-2101 (代表)	kankyou@rifu-cho.com (生活環境課)	https://www.town.rifu.miyagi.jp/
		環境・公害廃棄物	生活環境課				
	大和町	自然保護	農林振興課 町民生活課	022-345-1117 (町民生活課)	022-347-1060 (町民生活課)	chomin@town.taiwa.lg.jp (町民課)	https://www.town.taiwa.miyagi.jp/
		環境・公害廃棄物	町民生活課 町民生活課				
黒川	大郷町	自然保護環境•公害	農政商工課	022-359-3111 (代表)	022-347-6123 (町民課)	eisei@town.miyagi-osato.lg.jp (町民課)	https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/
郡		廃 棄 物	町民課				
	大衡村	自然保護環境•公害	産業振興課	022-341-8512 (住民生活課) 0229-65-2128	022-347-2110 (住民生活課)	jyuumin@village.ohira.miyagi.jp (住民生活課)	https://www.village.ohira.miyagi.jp/
		廃 棄 物	住民生活課				
	色麻町	自然保護環境•公害	産業振興課 	(産業振興課) 0229-65-2156	0229-65-4400 (1階共通)	kankyo@town.shikama.miyagi.jp (町民生活課)	https://www.town.shikama.miyagi.jp/
加美郡		廃 棄 物 自然保護	産業振興課	(町民生活課)			
郡	加美町	環境•公害		0229-63-3112 (町民課)	0229-63-4321 (町民課)	tyoumin@town.kami.miyagi.jp (町民課)	https://www.town.kami.miyagi.jp/
		廃 棄 物					
遠田郡	涌谷町 美里町	自然保護環境•公害	農林振興課	0229-43-2113 (町民生活課) 0229-33-2111 (代表)	0229-43-2693 0229-25-5172 (町民生活課)		http://www.town.wakuya.miyagi.jp/ https://www.town.misato.miyagi.jp/
		廃 棄 物	町民生活課				
		自然保護環境•公害	産業振興課 				
I-II		廃棄物 自然保護	町氏生冶課 産業振興課				
牡鹿郡	女川町	環境•公害	町民生活課	0225-54-3131 (代表)	0225-53-5482 (町民生活課)	kankyo@town.onagawa.lg.jp (町民生活課)	https://www.town.onagawa.miyagi.jp/
本吉郡	南三陸町	廃 棄 物 自然保護	農林水産課 教育委員会事務局 生涯学習係	0226-46-5528 (環境対策課) 0226-46-2600 (代表)	0226-46-4587	kankyou@town.minamisanriku.miyagi.jp (環境対策課)	https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/
都		環境・公害廃棄物	(文化財担当) 環境対策課				
		舟 果 物					

令和5年版

宮城県環境白書

令和6年1月

電 話 022-211-2663(ダイヤルイン)

ファクシミリ 022-211-2669

Eメールアドレス kankyop@pref.miyagi.lg.jp

ホームページアドレス https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/